

第2回 介護現場のあり方検討部会

日時：令和7年10月2日（木）午後2時30分から

場所：小田原市生涯学習センターけやき

3階 視聴覚室

1 開会

2 第1回介護現場のあり方検討部会での提言を受けた今後の方向性

- (1) 介護人材の確保・育成に向けた取組の検討
- (2) 地域住民等で行う支援と、専門職でないと行えない支援の整理
- (3) 介護現場の生産性向上に係る市の取組の検討
- (4) 自立支援・重度化防止に向けた取組のあり方

3 その他

【資料一覧】

資料1 介護現場のあり方検討部会 部会員名簿

資料2 第1回介護現場のあり方検討部会での提言を受けた今後の方向性（案）

別添1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要（国）

別添2 介護予防・日常生活支援総合事業で提供されるサービス（小田原市）

別添3 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの現行体系図（小田原市）

別添4 介護予防・日常生活支援総合事業を提供する事業者・団体

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会委員名簿

介護現場のあり方検討部会 部会員名簿

	選 出 区 分	団 体 名	役職名等	氏名（敬称略）
1	理学療法士	一般社団法人 神奈川県西地区リハビリテーション協議会	相談役	露 木 昭 彰
2	介護支援専門員	一般社団法人 ケアネットOHMY	理事	山 本 玲 子
3	介護老人保健施設の管理者	西湘地区介護老人保健施設事務連絡協議会	会長	樋 永 一 郎
4	地域密着型サービス事業所の管理者	小田原市グループホーム・小規模多機能連絡会	代表	川 井 悠 司

事務局名簿

所属	職名	氏名
高齢介護課	高齢介護課長	大野 修司
	介護給付・認定担当課長	林 万里
	副課長（地域包括支援係長事務取扱）	黄金井 進一
	高齢者福祉係長	菊川 香織
	地域包括支援係長	鈴木 清文
	介護給付係長	村岡 慎介
	介護給付係長	東 達也
	介護認定係長	有泉 三裕紀

第1回介護現場のあり方検討部会 での提言を受けた今後の方向性（案）

(1) 介護人材の確保・育成に向けた取組の検討

1 外国人介護人材の導入検討

→大規模な補助制度は困難。

【検討事項】

外国人人材の雇い入れ・雇用継続に向けて市が取り組むべきことについてご意見をいただきたい。

2 高齢者の活用:

- ・シニア層（退職者）を介護職へ誘導。
- ・「サポート役」としての新たな役割創出。

→2, 3, 4について手法を検討していきたいが、**全てを並行して検討するのは難しい。**

3 潜在的労働力の顕在化

- ・資格保有者の復帰促進。

【検討事項】

事務局としては、これから進める「専門職以外の担い手による総合事業の実施」の観点から、「2 高齢者の活用」に力点を置きたいと考えるが、いかがか。

4 要支援・要介護者の役割化

- ・ピアサポートの促進。

(2) 地域住民等で行う支援と、専門職でないと行うことができない支援の整理 1

1. 専門職の役割:

1. 重度者対応に注力。
2. 要支援者は住民主体型サービスへの移行を推奨。
3. 要支援者の訪問型サービスは原則住民主体型サービスへ移行し、対応が難しいケースを専門職が担う。

→上記の提言に沿って検討を進めたい。

【検討事項】

住民主体型サービス等への移行が困難な「対応が難しいケース」について、どのようなケースが考えられるかご意見を伺いたい。

※国の「ガイドライン」では、従前相当のサービスを利用する例として「進行性疾患や病態が安定しない者など、専門職による適切な支援が必要となる者」と例示されている。

(2) 地域住民等で行う支援と、専門職でないと行うことができない支援の整理2

2.地域住民の役割:

- 1.サービスA（緩和基準型）とサービスB（住民主体型）を拡大。
- 2.要支援者の訪問型サービスは原則住民主体型サービスへ移行し、対応が難しいケースを専門職が担う。

→上記の提言にそって検討を進めたい。

【検討事項】

要支援者を地域で支える仕組みについて、全体像のイメージとスケジュールを作成したので、ご意見をいただきたい。（次ページ）

◆介護認定軽度者の専門職外移行に向けた見直し事項

移行に係る全体調整

移行する範囲、移行スケジュール、移行人数の想定等

訪問型サービス(切迫性高)

- ・サービスA:中核となる指定事業所の検討
- ・サービスA:委託の実施検討
- ・サービスB:既存団体の担い手育成支援
- ・サービスB:新規団体の立ち上げ支援
- ・サービスB:生活応援隊等との連携

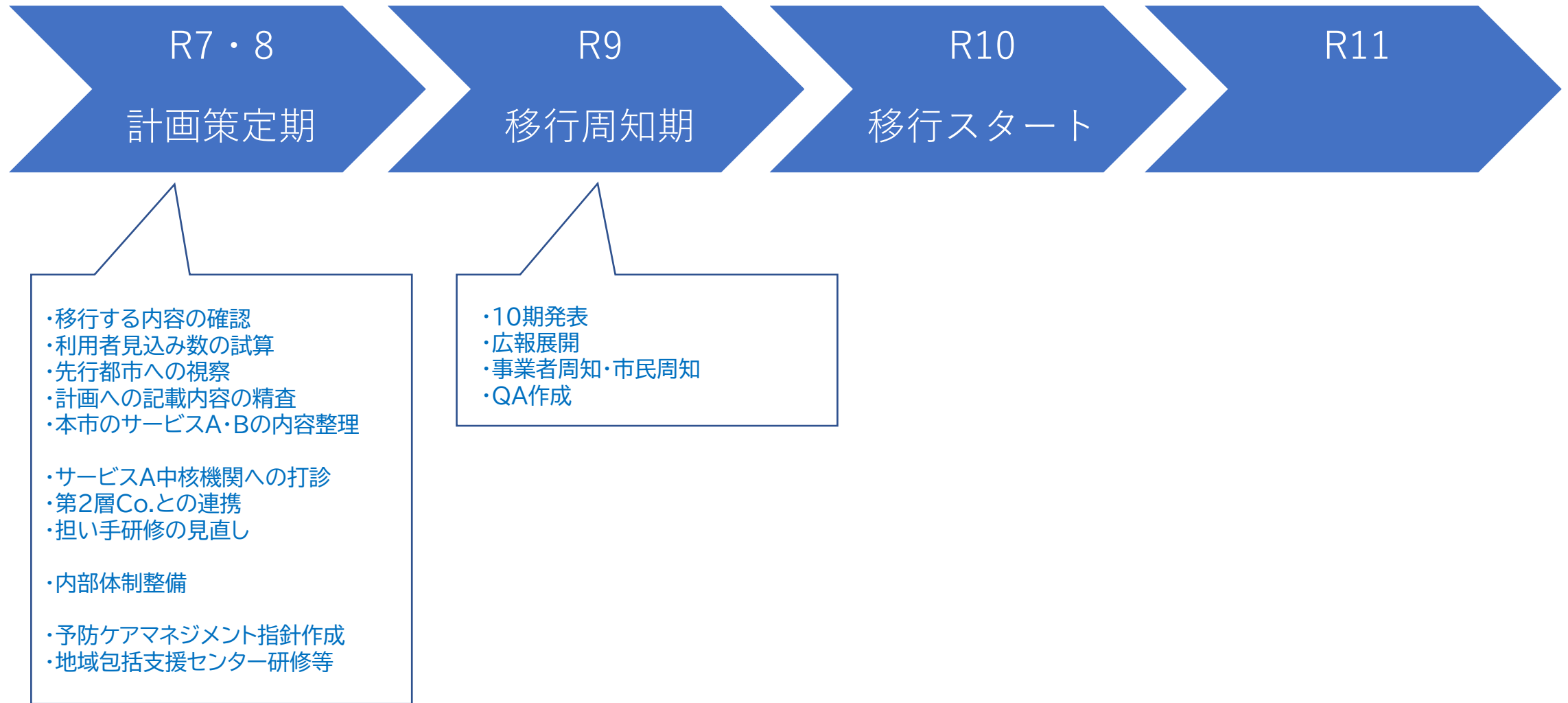
通所型サービス(切迫性低)

- ・サービスC:専門職の目による短期集中的な支援
- ・サービスB:サロンへの移動支援の検討
- ・地区サロンの見える化
- ・予防パッケージの提供(体操、専門職派遣等)
- ・サービスA・Bの新規開発

地域包括支援センターのグリップ機能について

- ・サービスB・Cの利用促進に併せた、介護予防ケアマネジメントB・Cの利用拡大の体制整備
→予防ケアマネジメントの指針を作成し、地域包括支援センターの予防業務のグリップを図る。
- ・介護予防ケアマネジメントAの削減に伴う、委託料の見直し

◆要支援1・2の専門職外移行について



（２）地域住民等で行う支援と、専門職でないと行うことができない支援の整理 3

3.新たな仕組み:

1.ゲートキーパーの設置。

→サービス導入に当たって、ゲートキーパーの役割は必要。
今後そのあり方を検討したい。

2.セルフケアプランの導入

1.初期は専門職がサポート。

2.定期的なチェック体制の構築。

→【検討事項】

国の制度設計上、総合事業にセルフケアプランは想定されていない。

（総合事業は市で給付管理を行うことができず、地域包括支援センターで行わざるを得ない。）

ケアプランB, Cの利用促進により、地域包括支援センターの業務負荷軽減を目指したいと考えるが、いかがか。

(3) 介護現場の生産性向上に係る市の取組の検討

1 ICT・DX導入

- ・ケアプラン作成を補助するAIの活用。
- ・事業所、関連団体と連携した取り組みを行ってはどうか。

→横浜市は、令和7年度に、「A I ケアプランシステム等の試行的活用によるケアマネジャーの業務効率化検証事業委託」を実施。

- ・応募して選定された事業者は、横浜市が指定するシステムを無料で使用できる。
- ・システム等の効果検証のため、市が委託した事業者が実施するヒアリングやアンケートに協力する。
- ・横浜市は、A I ケアプランの調達、説明会の実施、ヒアリングやアンケートの実施等を、委託事業者に700万円弱で業務委託。

県の「介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金」の対象にはならない。

県の「介護現場革新会議」において議論し、地域医療介護総合確保基金事業費補助金のメニューに加える余地はある可能性。

効果や課題について検討を進める。

(4)自立支援・重度化防止に向けた取組のあり方

1 川崎市を参考とした自立支援・重度化防止に向けた独自のインセンティブの設定

→効果や課題、本市に合ったやり方について、引き続き検討を進める。

(1) サービス・活動事業（第一号事業）

- 対象者（施行規則第140条の62の4）
 - ①要支援認定を受けた者
 - ②基本チェックリスト該当者（事業対象者）
 - ③継続利用要介護者（一部サービスに限る）

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 介護予防訪問看護や介護予防福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

- 対象者
第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

（注）以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、**多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。**

訪問型 サービス・ 通所型 サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A （多様な主体によるサービス・活動）		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） （住民主体によるサービス・活動）	サービス・活動C （短期集中予防サービス）	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）		委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	これらによらないもの （委託と補助の組み合わせなど）
想定される 実施主体	● 介護サービス事業者等 （訪問介護・通所介護等事業者）	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 ● （介護サービス事業者等）		● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの			
費用	国が定める額（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が増大すると認められる者	
サービス内容 （訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）			● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス	
サービス内容 （通所型）	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施				
支援の 提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● （有償・無償のボランティア）		● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職	

その他生活支援サービス

その他生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）からなる。

区分	概要	提供者	サービス名称	内容
国基準型	以前の介護予防訪問(通所)介護と同じサービス	介護事業所	国基準訪問型サービス	以前の介護予防訪問介護と同一。
			国基準通所型サービス	以前の介護予防通所介護と同一。
基準緩和型 サービス・活動A	市独自の基準によるサービス	法人（介護事業所に限定しない）	基準緩和訪問型サービス	身体介護を除く掃除などの生活援助のみ。
			基準緩和通所型サービス	入浴、排せつ、食事等の介助を行わないミニデイやサロンの運営。
住民主体型 サービス・活動B	市独自の基準による住民主体のサービス	特に制限なし。 (住民組織を想定)	住民主体訪問型サービス	身体介護を除く掃除などの生活援助のみ。
			住民主体通所型サービス	入浴、排せつ、食事等の介助を行わないミニデイやサロンの運営。

国基準型サービスの内容について

- ▶ 以前まで提供されていた介護予防訪問介護や介護予防通所介護と同じサービス。
- ▶ 自宅でサービスを受ける「国基準訪問型サービス」と自宅から通う「国基準通所型サービス」がある。

国基準訪問型サービス

- ・入浴介助などの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助の両方、またはいずれかを提供するもの。サービス提供に対して、利用者からの自己負担のほか、市から報酬が支払われる。（これまでの介護予防訪問介護と内容や基準は変わらない。）

《サービスの具体例》

訪問介護員による
入浴等の介助



訪問介護員による
掃除や洗濯



訪問介護員による
食事の準備や調理



国基準通所型サービス

- ・施設に通って、日常生活上の世話や機能訓練などを提供するもの。サービス提供に対して、利用者からの自己負担のほか、市から報酬が支払われる。（これまでの介護予防通所介護と内容や基準は変わらない。）

《サービスの具体例》

機能訓練



レクリエーション



食事や入浴の介助



サービスの内容について

- ▶ 市の指定する研修の修了した者が提供するサービス。小田原市独自のサービス。
- ▶ 自宅でサービスを受ける「訪問型サービス」と自宅から通う「通所型サービス」がある。
- ▶ 基準緩和型は法人の従業員が、住民主体型は住民などの団体がサービスを提供する。

訪問型サービス

- ・掃除・洗濯などの生活援助を提供するもので、入浴介助等の身体介護は行わない。サービス提供に対して、利用者からの自己負担のほか、市から報酬が支払われる。（これまでの介護予防訪問介護の基準を緩和したサービス。）

《サービスの具体例》

市指定研修修了者
による掃除や洗濯



市指定研修修了者
による食事の準備
や調理



通所型サービス

- ・施設に通って、日常生活上の世話を提供するもの。食事・入浴の介助等を行わない。サービス提供に対して、利用者からの自己負担のほか、市から報酬が支払われる。（これまでの介護予防通所介護の基準を緩和したサービス。）

《サービスの具体例》

簡単な体操などの
運動



レクリエーション



令和7年7月10日開催
第1回推進委員会資料より抜粋

基本方針2（3）訪問型サービス事業

目標（KPI）名	基準値	目標値	目標値の推移		
	基準年	目標年	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準訪問型サービス利用人数（人／月）	404	190	399	298	190
	R4 年度	R8 年度	410（102%）	—	—
基準緩和訪問型サービス利用人数（人／月）	9	252	27	138	252
	R4 年度	R8 年度	1（3%）	—	—
住民主体訪問型サービス利用人数（人／月）	3	7	5	6	7
	R4 年度	R8 年度	4（80%）	—	—
短期集中訪問型サービス利用人数（人／年）	2	6	4	5	6
	R4 年度	R8 年度	1（25%）	—	—

【評価】基準緩和訪問型サービスについては、実績値が見込量を下回るとともに、前年度比でも減少している。担い手が不足している状態が続いている。

基本方針2（3）通所型サービス事業

目標（KPI）名	基準値	目標値	目標値の推移		
	基準年	目標年	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準通所型サービス利用人数（人／月）	943	1,007	971	992	1,007
	R4 年度	R8 年度	946（97%）	—	—
基準緩和通所型サービス利用人数（人／月）	69	74	71	73	74
	R4 年度	R8 年度	56（78%）	—	—
住民主体通所型サービス利用人数（人／月）	5	9	7	8	9
	R4 年度	R8 年度	5（71%）	—	—
短期集中通所型サービス利用人数（人／年）	58	80	80	80	80
	R4 年度	R8 年度	46（57%）	—	—

【評価】短期集中通所型サービスは対象者への周知が不足したため事業の進め方について見直しを行っていく。

(参考) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの現行体系図

サービス類型		介護予防給付	介護予防・日常生活支援総合事業		
		介護予防支援	ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケアマネジメント C
サービス提供主体		指定事業者 (介護予防支援事業所)	地域包括支援センター (市より受託)	地域包括支援センター (市より受託)	地域包括支援センター (市より受託)
居宅介護支援費逦減制		算入される	算入しない	算入しない	算入しない
プランの範囲		・介護予防給付 ・総合事業（相当,A,B,C 類型） ・一般介護予防事業へのつなぎ ・インフォーマルサービス	・総合事業（相当,A,B,C 類型） ・一般介護予防事業へのつなぎ ・インフォーマルサービス	・総合事業（A,B,C 類型） ・一般介護予防事業へのつなぎ ・インフォーマルサービス	・一般介護予防事業へのつなぎ ・インフォーマルサービス
アセスメント		実施	実施	実施	実施（初回のみ）
ケアプラン作成		作成する	作成する	作成する	必須ではない
サービス担当者会議		プラン作成・変更の都度	プラン作成・変更の都度	必須ではない	必須ではない
プランの期間		3～12 ヶ月	3～12 ヶ月	3～12 ヶ月	期間なし
事業者からの報告受理		毎月	毎月	指定事業所のみ毎月	状況変化時
利用者宅への訪問・面接		1 回/3 ヶ月（他月は電話）	1 回/3 ヶ月（他月は電話）	1 回/6 ヶ月（隔月で電話）	必須ではない
実施状況等の評価		計画期間終了時に居宅面接	計画期間終了時に居宅面接	計画期間終了時に居宅面接	必須ではない
給付管理		毎月実施	毎月実施	指定事業所のみ毎月	実施しない
介護報酬等	基本報酬	438 単位	介護予防給付と同等	329 単位	187 単位
	加算	初回加算 300 単位 委託連携加算 300 単位	初回加算 300 単位 委託連携加算 300 単位	初回加算 300 単位 委託連携加算 300 単位	なし
	算定頻度	毎月	毎月	毎月	初回のみ

- ・事業者・団体の一覧は、令和7年9月1日時点
- ・基準緩和型サービスの提供実績は、令和7年5月実績。

訪問型サービス【事業所数：国基準 33／基準緩和 29】

名称	所在地	国 基準	基準 緩和	基準緩和型 サービスの 提供実績 (R 7. 5)
小田原市社会福祉協議会介護サービスセンター	久野 1 1 5 - 2	○	○	0 人
株式会社 エイチ・エス・エー	扇町 5 - 1 1 - 2 1	○	○	0 人
有限会社 シェイクハンズ	東町 1 - 3 0 - 3 5	○	○	0 人
ニコニコ介護サービス	曾比 2 4 4 6 - 6	○	○	0 人
株式会社 エスティサービス 小田原営業所	鴨宮 3 4 3 - 2	○	○	0 人
ヨウコー相模沼田 WEST 訪問介護	北ノ窪 4 6 1 - 1 グレース I S H I D A 1 0 4	○	○	0 人
はる 訪問介護ステーション	東町 3 丁目 6 - 3 5	○		—
愛輪ケアセンター	南町 2 - 1 - 5 7 - 2	○	○	0 人
きらら湘南	北ノ窪 3 8 2 - 1	○	○	0 人
ヘルパーステーションみゅう	久野 7 0 0 - 2	○	○	0 人
歩歩訪問サービス	柳新田 5 0 - 3 やぎゅうビル 2 階	○	○	0 人
ヘルパーステーション ぽっかぽか	小竹 6 6 2 - 3	○		—
ケアサポート元気	国府津 1 7 2 5	○		0 人
訪問介護ファミリー・ホスピス小田原	西酒匂 2 - 5 - 1 8	○	○	0 人
ライブリーケア中銀小田原	久野 4 5 5 - 1	○	○	0 人
介護サービス「銀の鈴」	浜町 3 - 1 2 - 2 N I C アーバン ハイム小田原浜町 1 F	○	○	0 人
たすけあい小田原	穴部 3 7 3	○		—
ケアステーション ささえあい	寿町 2 - 1 - 2 0	○	○	0 人
ラシークケア	栢山 5 9 3 メゾン栢山 1 0 2	○	○	0 人

名称	所在地	国 基準	基準 緩和	基準緩和型 サービスの 提供実績 (R 7. 5)
ロイヤル小田原訪問介護ステーション	久野 1 2 8 - 1	○	○	0 人
奨生	板橋 1 5 5 - 1 3 所沢ビル 3 階	○	○	0 人
学研ココファン中里ヘルパーセンター	中里 8 2 - 2	○	○	0 人
ほたるだ訪問介護	飯田岡 9 5 フォンテーヌ 1 0 2	○	○	0 人
スクオ訪問介護	扇町 1 - 1 5 - 3	○	○	0 人
訪問介護ステーション” 悠久”	成田 4 6 2 - 1	○	○	0 人
幸輝	国府津 3 - 1 2 - 3 イイジマアパート 1	○	○	0 人
れもんケアステーション	千代 4 7 1 - 1	○	○	0 人
エースケアステーション小田原報徳	新屋 2 4 4 - 2	○	○	0 人
医心館 訪問介護ステーション 小田原	成田 5 0 1 - 3	○	○	0 人
エムズサポート	久野 3 3 - 2 - 2 階	○	○	0 人
ケアサービス りんどう	飯田岡 6 8 - 1 2	○	○	0 人
公益社団法人 小田原市シルバー人材センター	酒匂 2 丁目 3 2 番 1 5 号		○	0 人
訪問介護ステーション ちゃとら	本町 4 - 5 - 41 住民型有料老人ホームホスピカル小田原さいかち内	○	○	0 人
訪問介護リベル 小田原	久野 849 - 7	○		—
計				0 人

住民主体訪問型サービス【事業所数：4】

名称	所在地	提供実績 (R 7. 5)
酒匂・小八幡まちづくり委員会	—	0 件
わかがえる	—	0 件
ガネーシャ	—	14 件
WADERS	—	25 件
計		39 件

通所型サービス【事業所数：国基準 61・基準緩和 9】

名称	所在地	国 基準	基準 緩和	基準緩和型 サービスの 提供実績 (R 7. 5)
早川高齢者ふれあいセンター	早川 8 5 3	○		—
ルビーセンター	曾我光海 2 - 1	○		—
陽光の園 介護サービスセンター	入生田 4 7 5	○		—
小田原市鴨宮ケアセンター	南鴨宮 2 - 2 7 - 1 9	○		—
ふらっと	堀之内 2 5 3 - 1	○		—
潤生園在宅介護総合センターれんげの里 通所介護	蓮正寺 9 9 7 - 1	○		—
HSAデイサービス めだかの学校 五百羅漢	扇町 5 - 1 1 - 2 1	○		—
W e l l	久野 4 6 9	○		—
HSAデイサービス めだかの学校 桑原	桑原 3 4 - 4	○		—
デイサービス古清水	本町 3 - 5 - 2 7	○		—
リハビリセンターFUKUMOTO	西酒匂 3 - 6 - 1 8	○		—
ニコニコハウス 栢山	栢山 1 5 2 - 1	○		—
「銀の鈴」こゆるぎ	板橋 1 5 4	○		—
あいわ さくら館	西酒匂 1 - 3 - 1 1	○		—
HSAデイサービス めだかの学校 飯泉	飯泉 1 2 0 3 - 8	○		—
潤生園 みんなの家 ほりのうち通所介護	堀之内 7 - 1	○		—
エミーズ鴨宮	鴨宮 7 7 1 - 1	○		—
デイサービスセンター 福寿おだわら堀之内	堀之内 1 0 - 5	○		—
デイサービスセンター 福寿おだわら飯田岡	飯田岡 5 9 7 - 1	○		—
ツクイ小田原	飯泉 1 4 3 2 - 1	○		—
ツクイ小田原鴨宮	下堀 1 0 9 - 3	○		—
カラダ元気 FUKUMOTO	久野 1 8 - 6 カームグランデ 1 F	○		—

名称	所在地	国 基準	基準 緩和	基準緩和型 サービスの 提供実績 (R 7. 5)
カルチャーリゾート小田原	成田 1 3 6 - 8	○		—
潤生園 やすらぎの家 富水	蓮正寺 8 7 1 - 3	○		—
潤生園やすらぎの家栢山	曾比 1 7 9 9	○		—
潤生園やすらぎの家豊川	成田 7 1 8	○		—
ほっとステーションD a y 緑	栄町 2 - 4 - 1 0	○		—
へいあん小田原デイサービスセンター	矢作 5 - 1	○		—
潤生園やすらぎの家足柄	久野 5 0 7	○		—
デイサービスなごみ	栢山 3 6 0 8 - 2	○		—
シニア倶楽部久野	久野 2 3 2 7 - 2	○		—
デイサービスセンター 芳徳の郷ほなみ	栢山 3 5 6 5	○		—
「銀の鈴」 優助	浜町 3 - 1 2 - 2 N I C アーバンハ イム小田原浜町 1 F	○		—
ニコニコハウス 飯田岡	飯田岡 2 1 7 - 2	○		—
エムズケア 久野	久野 3 3 - 2	○		—
機能訓練特化型デイサービス 楽動	飯田岡 5 1 - 1 - 2	○		—
「銀の鈴」 一休	浜町 1 - 3 - 2 2 グランシャトレ 小田原 1 0 5 号室	○		—
サロンデイ小田原	荻窪 2 7 8 - 5	○		—
天ん屋	米神 3 3 2 - 2	○		—
すずろ蓮笑亭デイサービス	蓮正寺 4 3 5	○		—
潤生園 やすらぎの家 南鴨宮	南鴨宮 1 - 1 1 - 1 9	○		—
デイサービス ぽっかぽか	小竹 6 6 2 - 3	○		—
活粋楽笑FUKUMOTO	南鴨宮 3 - 1 2 - 8	○		—
サロンデイ小田原高田	高田 3 0 9 - 1	○		—
ライブリーデイ中銀小田原	久野 4 5 5 - 1	○		—
デイサービスもみの木	蓮正寺 1 3 1	○		—
デイサービス 絆心	栄町 1 - 1 4 - 4 1 音羽プラザビル 2 F	○		—

名称	所在地	国 基準	基準 緩和	基準緩和型 サービスの 提供実績 (R 7. 5)
きらら湘南ポラリス	北ノ窪 3 8 2 - 1	○		—
デイサービス ココファンほたるだ	蓮正寺 1 9 4 番地 3	○		—
ココファン元気オアシスなかざと	中里 8 2 - 2	○		—
ロコモ予防型デイサービスあしすと	酒匂 5 - 4 - 1 8 - 1 3	○		—
リッチライト大井	曾我大沢字前田 1 2 0 - 1	○		—
エール リハビリステーション	南鴨宮 3 - 1 9 - 1 3	○		—
こむ北ノ窪 デイサービス まむ	北ノ窪 3 3 4 - 1 0	○		—
デイサービスハッピータイム小田原富水	新屋 4 3 - 1	○		—
レコードブック小田原	荻窪 3 7 8 - 1	○		—
カルム デイサービス	鴨宮 5 4 9 - 4	○		—
デイサービス イヴ	中新田 2 6 9 - 4	○		—
西湘デイサービス えん	飯泉 1 0 7 0 - 1	○		—
ニコニコハウス 七福なるだ	成田 1 3 1 - 1	○		—
カラダ元気 FUKUMOTO	久野 1 8 - 6 カーム・グランデ 1 階	○		—
介護予防型サロン しゅうイチ	栢山 3 2 7 9 西栢山公民館		○	7 人
介護予防型サロン しゅうイチ町田	寿町 3 - 4 - 4 0 町田公民館		○	4 人
介護予防型サロン しゅうイチ成田	成田 2 3 7 成田公民館		○	5 人
介護予防型サロン しゅうイチ蓮正寺	蓮正寺 3 0 7 - 3 蓮正寺公民館		○	11 人
介護予防型サロン しゅうイチ久野	久野 4 5 5 宮本公民館		○	5 人
介護予防型サロン しゅうイチ飯田岡	飯田岡 6 3 飯田岡本村公民館		○	9 人
介護予防型サロン しゅうイチ千代	千代 1 1 9 千代公民館		○	11 人
介護予防型サロン しゅうイチ北ノ窪	北ノ窪 3 5 2 - 1 北ノ窪公民館		○	10 人
楽だ整骨院	栢山 3 7 5 - 2 栢山レジデンス A 棟		○	0 人
計				62 人

住民主体通所型サービス【事業所数：4】

名称	所在地	提供実績 (R 7. 5)
アフターチャイム	曽我光海 1 4 - 1	0 件
酒匂・小八幡まちづくり委員会	酒匂 5 - 1 5 - 7 酒匂第一集会施設	0 件
わかがえる	(第 1 ・ 3 火曜日) 小八幡 3 - 1 - 2 7 小八幡民館 (第 2 ・ 4 ・ 5 火曜日) 南鴨宮 2 - 1 5 - 2 6 新田公民館	0 件
のはら	北ノ窪 127	17 件
計		17 件